

鳥取県告示第424号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づく介護機関の指定について、有限会社徳吉薬局から訂正の届出があったので、平成21年鳥取県告示第301号（生活保護法による介護機関の指定について）の一部を次のように改正する。

平成21年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

表の名称の欄中「徳吉 淳一」を「有限会社 徳吉薬局」に改め、表の主たる事務所の所在地の欄中「鳥取市秋里723－4」を「鳥取市吉成南町一丁目27－9」に改める。